

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

歯科健康診査の実施について（通知）

日頃より、当団体の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当団体の厚生事業については、令和 5 年度から令和 9 年度の事業運営を示す、第 9 次中期計画を策定するにあたり事業の見直しを行い、皆様からの声を反映した新たな事業を開始することといたしました。

そこで、第 9 次中期計画の新規事業として、「歯科健康診査」を実施します。

つきましては、本通知及び互助会ホームページの事業紹介ページを御確認いただき、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 事業の趣旨

組合員及び会員の生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた取組と歯科疾患の早期発見、早期治療の促進につなげる。

2 補助対象者

公立学校共済組合埼玉支部組合員（任意継続組合員は除く）

一般財団法人埼玉県教職員互助会会員（退職互助会員は除く）

3 補助内容

一般社団法人埼玉県歯科医師会に所属している県内の歯科医療機関で歯科健康診査を受診した場合、年度内に 1 回その費用の全額を補助する。

※ 対象歯科医療機関の情報は、互助会ホームページ＞現職者の方へ＞補助＞健診から事業紹介ページを御参照ください。



4 健診内容

歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態の健診等

※ 健診項目以外の健診費用又は、健診の結果、歯石の除去、虫歯の治療等が必要な場合は、保険診療（自己負担）となります。

5 健診受診期間

7 月 1 日から 12 月末日（歯科健診機関の営業日に基づく）

※ この期間以外で受診した場合は全額自己負担となります。

6 利用方法

二次元バーコード読み取り型電子クーポンを利用します。申請や請求等は必要ありません。

詳細な利用方法は、令和 5 年 4 月 3 日付け埼教互第 1 号「二次元バーコード読み取り型電子クー

ポンの利用方法について」を御参照ください。

7 利用手順

- ・二次元バーコード読み取り型電子クーポンのマイページに歯科健診のクーポンが付与されているか確認する。



- ・組合員証を手元に用意し、対象歯科医療機関に予約を入れる。



- ・健診当日、予約した歯科医療機関に設置の二次元バーコードを自身が所有するモバイル端末で読み取り、表示されたクーポンを使用済みにする。



- ・その後、予約した歯科医療機関に備え付けの健診票に必要事項を記入し提出する。



- ・健診を受診

8 電子クーポンが利用できない方について

モバイル端末を所有していない等やむを得ない事情で電子クーポンが利用できない方には、紙の利用券を配布します。紙の利用券が必要な方は事前に申請が必要です。

詳しくは、埼教互第1号「二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について」を御参照ください。

担当 埼玉県教育局教育総務部福利課 厚生担当 電話 048-830-6703
--